

大学機関別認証評価 平成 29 年度 判断例

大学評価判定委員会
公益財団法人日本高等教育評価機構

平成 29 年度 大学機関別認証評価 判断例

基準 1 使命・目的等
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性
○ 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
○ 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性
基準 2. 学修と教授
2-1. 学生の受入れ
○ アドミッションポリシーが、定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
○ 学科の収容定員超過について、1.3 倍以上の場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
○ 学科の収容定員充足率が、0.7 未満の場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
○ 学年進行中の学科の在籍学生数について、入学定員の合計の 1.3 倍を大幅に超えており、指導に支障をきたすと認められる場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
○ 学年進行中の学科の在籍学生数について、入学定員の合計の 0.5 倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
○ 大学院の学生の収容定員超過については、研究科ごとの状況を踏まえて判断し、著しく超えており、指導に支障をきたすと認められる場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
2-2. 教育課程及び教授方法
○ 1 年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

2-3. 学修及び授業の支援
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 学部と研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準がすべての科目について示されていない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。 ○ 編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定していない場合及び61単位以上に設定している場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
2-5. キャリアガイダンス
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
2-7. 学生サービス
<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生相談室及び保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて判断し「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
2-8. 教員の配置・職能開発等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学設置基準で定める必要専任教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 大学設置基準において求められている教授数が不足している場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ FD活動が組織的に行われていない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 教養教育の体制が整備されていない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
2-9. 教育環境の整備
基準3. 経営・管理と財務
3-1. 経営の規律と誠実性

- 財務情報について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報の 9 項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報の 6 項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

3-2. 理事会の機能

- 理事会の議決を経ずに重要な規定の制定・改正・施行をしている場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 理事の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

- 校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
- 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

3-4. コミュニケーションとガバナンス

- 監事の職務が適切に執行されていない場合は、その内容に応じて判断し「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
- 監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校法人の評議員会が、理事の定数の 2 倍を超える数未満で構成されている場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散、収益を目的とする事業に関する重要事項、その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるものについて、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 決算及び事業の実績について評議員会に報告し、意見を求めている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。
<p>3-5. 業務執行体制の機能性</p>
<p>3-6. 財務基盤と収支</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去 5 年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。 ○ 予算変更について、寄附行為の定めに基づいた手続きを経て決定・執行していない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
<p>3-7. 会計</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不適切な会計処理があった場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
<p>基準 4. 自己点検・評価</p>
<p>4-1. 自己点検・評価の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の自主的な自己点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。 ○ 自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて判断し「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。
<p>4-2. 自己点検・評価の誠実性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価報告書がホームページ上で公開されていない場合は「改善を要する点」として指摘し、公表する。
<p>4-3. 自己点検・評価の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己点検・評価結果が大学の運営に反映されていない場合は、その内容に応じて判断し「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。